

## タイの工業化

よし おか ゆう いち  
吉 岡 雄 一

### I 繁栄するバンコク首都経済圏

バンコク、ドムアン国際空港から約24キロメートル、バンコク市に通ずる四車線、幅25メートルのハイウェイを走り、バンコク市にはいった旅行者の第一の驚きは、おびただしい数の自動車が街狭しとひしめき合っている風景であろう。また、それら自動車の種類の豊富さである。街に立ち並ぶ近代的ホテル群、その他近代的建物、行き交う人々の服装の身ぎれいさ、商店にならぶ商品の豊かさに驚くだろう。ときには街角に立った旅行者は東京の街角にいる錯覚におちいるかもしれない。バンコクの南東を走るスクンビット(Sukhumvidh)通りを中心とした住宅街にはこぎれいな芝生に囲まれた西洋風の建物が立ち並び、そこに住む、一部の上流社会のタイ人、華商および、外人たちの生活様式をまのあたりにすると、バンコクはまさにタイ国における植民地を感じさせる。このような現象は、この数年バンコクを離れていた人々たちにとって、さらに大きな驚きである。ここバンコクのこの3~4年の変貌ぶりには目をみはるものがあるからである。新しい道路、新しい建造物、1966年末のアジア大会を一つの節として、街の様相は近代的都市として一変した。

このような、華やかな繁栄ぶりは、街の表通りの現象であって、そこから一步中にはいれば、伝統的なバンコクの風情が見られ、雑然とした、じめじめとした都市の底辺に住む人々の生活がある。旅行者の目には、その一部しか映らない。

ベトナム特需の一つの現象として、ペプリ通りを中心に米軍相手のホテル、バーおよびキャバレーなどが軒をつらねており、どぎついネオンの光が常夏の夜空を色どっている風情もバンコクの一面でもある。

これが、タイ国の首都、バンコクおよびトンブリ首都経済圏の明暗2色に分けた現象である。現在この地域の人口は1966年の推計では約290万人で、全国人口3200万人の10%近くが集中している。バンコクおよびトンブリ経済圏の人口集中度を見ると次表のごとくである。13%という高い首都集中化が見られ、1960年から66年の5カ

第1表 首都経済圏人口集中度

年次	全国 (1000人)	バンコク トンブリ (1000人)	バンコク・ トンブリ/ 全国(%)
1960	26,258	2,136	8.1
1966	31,508	2,900	9.2
1966/1960	増加人口 増加率(%)	5,250 120	764 136 113

(出所) National Statistical Office, *Bulletin of Statistics*.

年間に76万人の人口が増加している。この増加はタイ国第7番の都市 Roiet(77万人)が一つバンコクに加わったという増加ぶりである。もちろん、自然増もあるが、地方からの流入、外国人、特にアメリカ人の増加も一因である。1967年の推計では全国人口の10%を上回る330万人が予想され、この首都圏の人口はさらに増加傾向にある。土地狭隘なバンコクは現在南北郊外に拡大しつつあり、ますますマンモス都市として変貌することが予想される。またタイの国民総生産の約3分の1を生産する都市であり、また一大消費都市でもあり、国際的な都市として変わりつつある。

### II 都市と農村の経済二重構造

このウルトラ首都圏を中心に、南部、北部、東北部、東部および東南部に延びるハイウェイを走り、一步首都圏を離れると、そこには田園牧歌的農村風景がひろがる。素朴な高床の農家、水牛の群、ヤシ林、たまり水に戯れ遊ぶ裸足の子供たちの群像、そまつな農家に不釣り合いな絢爛華麗な寺院など、きわめて、のんびりとした風景である。騒然とした、きざわしいバンコク風情は、そこには見られない。

農家の内部に一步はいると、水がめ、食器などの生活必需品が見られる程度で、ゴザを敷いて寝るという、簡素で清潔な生活様式がある。装飾品として、キングおよびクインの色刷印刷写真が見られる程度である(中央集権の浸透が見られる)。日が暮れると寝て、日が昇ると、起きて適当に働くという単純な生活を送っており、気候の変化の少ない常夏の生活を楽しんでいるかに見える。そこには貧乏であるという意識が全く見受けられず、本人たちにとって恵まれた生活環境ともいえよう。しかし、経済的にはなんら進歩のない伝統的な生産方式による生産がなされており、自然条件に順応した生活を送っている。

しかし、近年の傾向として、運輸、通信の発展にともなう貨幣経済の農村への浸透は、かれらに貧乏であるという意識を与えはじめた。華商によって持ち込まれる都市の風潮は、そのまま農村に持ち込まれ、また、米軍基地周辺の労働買手市場は賃金をつり上げ、急速に農村を貨幣経済に巻き込んだ。農民の勤労意欲は一部の農村に増加している。農村の近代化の潮は好むと好まざるとにかかわらず進捗するだろうし、かれらが貧乏意識を持つほどその歩調は早まろう。自然条件に順応した生活を楽しんでいた伝統的な生活様式は破壊され、不幸になっていくかもしれない。

このように開発が遅れた農村地帯がタイ国の大部分を占めている。バンコク首都経済圏はタイ国の経済全体からみれば異常な一面でもある。1966年タイ国の1人当たり国民総生産は136.34ドルである。バンコク首都圏のそれは345ドル(1963年の家計消費支出調査から推計)から360ドル(その後の経済活動の推移を考慮に入れると)程度と推定される。一方、地方の1人当たり国民総生産は124ドル程度と推定され、首都経済圏のそれとくらべて3分の1という低水準にある。

政府は第1次経済社会開発6カ年計画によって、地方開発を重点施策としてとりあげ、これらの地域格差の解消に努力したが、その結果、両者の格差は相対的にさらに大幅にひろがった。第2次5カ年計画では、両者の格差の接近施策を政府は積極的におこなうことになっている。

1966年のバンコク首都経済圏の所得はタイ全体の所得の3分の1であり、タイ全体の人口の10分の1がこの所得を造出しているのである。バンコクは一大生産地域でもあり、また一大消費地域でもある。これは、タクシン王朝およびチャクリ王朝と約200年間にわたる政治、社会、および経済の中央集権施策の結果である。自由の国タイは、この間経済力を持つ華商の同化に努める一方、かれらの持つ経済力をたくみに利用し、バンコクをタイ国の輝く経済的一等星にしたのである。またこの間は農民搾取の時代でもあった。

### III タイ経済の担い手——農業

低い所得の農村地域がタイ国経済活動の主体である。タイの輸出の約85%は農林水産1次産品に依存しており、また経済労働人口の約82.3%が農村水産業に従事しているのである。1966年の部門別国内総生産(GDP)を見ると第2表のごとくで、農業のGDPに占める構成比は33.7%である。そのほかの部門、すなわち製造業、その他のサービス業に関してもすべて農業に関連したものが多く、製造業の大部分が農産物加工工業である。また第3次部門である卸売、小売および金融業も農産物の流通活動に依存しているのである。また、国家収入の約15%が、米の輸出プレミアム(一種の輸出税)などの1次産品輸出税に依存していることから、タイの経済は農業の背に乗っているといっても過言でなからう。

第2表 1962年価格による第1次経済計画および第2次経済計画国民総生産(1962年価格)

(業 種 別)

(単位: 100万バーツ)

業 種 別	第 1 次 経 済 計 画				第 2 次 経 済 計 画				
	1 9 6 1		第1次段階 1960~1963	第2次段階 1963~1966	1 9 6 6		1 9 7 1		1966~1971
	GDP	構成比	成長率	成長率	GDP	構成比	GDP	構成比	成長率
国内総生産(GDP)	61,961.8	100.0	6.5	7.8	89,951.6	100.0	134,424.5	100.0	8.4
1. 農 業	23,747.8	38.3	5.3	4.6	30,299.1	33.7	37,452.4	27.9	4.3
穀 類	17,045.3	27.5	5.7	4.2	21,479.7	23.9	26,652.5	19.8	4.4
2. 鉱 業	916.9	1.5	8.0	12.6	1,500.3	1.7	2,070.1	1.5	6.6
3. 製 造 業	7,073.4	11.4	7.9	13.2	12,484.0	13.9	20,998.3	15.6	10.9
4. 建 設 業	2,369.5	3.8	15.5	7.1	4,189.9	4.7	7,191.6	5.3	11.4
5. 電力および水道業	310.6	0.5	17.0	26.7	774.9	0.9	1,772.8	1.3	18.0
6. 運輸および通信業	4,016.0	6.5	5.3	10.9	6,224.6	6.9	10,474.6	7.8	11.0
7. 卸売および小売業	10,798.9	17.4	6.5	9.4	16,797.3	18.7	25,095.0	18.7	8.4
8. 金 融 業	1,556.8	2.5	16.2	11.9	2,897.7	3.2	6,353.1	4.6	17.0
9. 不 動 産 業	2,762.6	4.5	3.4	4.3	3,348.2	3.7	4,273.3	3.2	5.0
10. 公務および国防	3,022.5	4.9	5.3	6.4	3,939.2	4.4	6,942.2	5.2	12.0
11. サ ー ビ ス 業	5,386.8	8.7	5.3	7.3	7,496.4	8.3	11,801.1	8.8	9.5

(出所) The National Economic Development Board, *National Income 1966*.

## 現地報告

ここで、タイの工業化を考える場合、常に農業および鉱業などの1次産業の経済活動を考慮する必要がある。1次産業部門、特に農業部門との不均衡な意欲的工業化は、工業発展の芽をつむことになりかねない。

### IV 経済成長と工業化

タイ国政府は第1次経済計画(1961~66年)の目標として、GDPの成長率を6%、目標年次66年におけるGDPを770億バーツ(1962年価格)と予定した。また、固定資本形成を40.6億バーツ(1964~66年)を期待し、産業構造の近代化に関する施策に努力が払われた。特に工業部門の成長率は製品積上げ方式で12%を期待した。

この第1次経済計画は一応成功したといえよう。第2表で見られるように1966年のGDPは900億バーツ(62年価格)と、計画を16%上回り、成長率は7.2%という10年所得倍増の水準である。また固定資本形成も第3表

第3表 限界資本産出率(1962年価額)

(単位: 100万バーツ)

	GDP (1)	GDP 増加額 (2)	資本形成 (3)	限界資本 産出率 (3)/(2)
1960	59,443		8,884	
1961	61,962	2,519	9,918	3.52
1962	65,307	3,345	11,639	2.96
1963	71,677	6,370	15,078	1.83
1964	76,791	5,114	16,764	2.95
1965	82,875	6,084	18,184	2.75
1966	89,952	7,077		2.57
1960~66		30,508	80,467	2.64

(出所) The National Economic Development Board, *National Income 1966*.

第4表 投資率 (1962年価額)

	GDP 成長率 (%)	固定資本 形成 成長率 (%)	投資率 固定資本形 成/GDP
1961	4.2	11.6	16.0
1962	5.4	17.3	17.8
1963	9.8	29.5	21.2
1964	7.2	11.2	21.8
1965	7.8	8.5	21.9
1966	8.8	7.8	21.8
1961~1963(平均)	6.5	19.5	18.3
1964~1966( " )	7.8	9.2	21.8
1961~1966( " )	7.2	14.3	20.2

(出所) The National Economic Development Board, *National Income 1966*.

に見られるように56億バーツ(1964~66年)で、投資は前半(1961~63年)平均18.3%、後半(1964~66年)平均21.8%で、第1次経済6カ年計画中の平均は20.0%と高い投資率を示している。これは政府の電力、道路建設、およびイリゲーション建設などの努力と、民間企業の活発な投資によるものである。また、限界資本産出率は、1961年の3.52%から1963年には1.83%と下がり有利な条件に推移したが、ふたたび上がり(社会間接資本の投資が増加)計画期間中の平均は2.64%であった。第2次5カ年計画では2.8%が予想され、今日の投資内容の高度化が期待されている。

第1次5カ年計画の第2段階(1964~66年)の経済成長率は目をみはるものがある。第2表に示したごとく、この間の成長率は実質7.8%で、特に最終年に近い1965年は前年度比8%、1966年には8.5%と高い成長率を記録した。これは、ベトナム特需もさることながら、第1次5カ年計画における投資の花が咲きはじめたと見るべきであろう。

これら、各部門の高い成長率はタイ国の経済構造をより近代化の方向に向かわしめ、大きな変化をもたらした。従来タイ国の経済の大きな担い手であった農業は、この間々々相対的に低下傾向を示し、第2表で示すように、GDPに占める農業の比率は1961年の38.3%から1966年には33.7%、さらに第2次経済計画最終年1971年には27.9%と、20%台に低下することが予想されている。

一方、製造業のGDPに占めるシェアは、1961年の11.4%から1966年には13.9%、1971年には15.6%とその比重を相対的に拡大することになっており、その成長率は1963年から1966年に13.4%であった。また工業化に関連の深い電力、運輸および建設部門も、そのシェアを拡大し、1961年の10.8%から、1966年には12.5%、1971年には14.4%と順調な増加が予想され、工業化促進に大きく寄与することが期待されている。

また、経済発展に伴う金融業の経済活動も経済全体の幅を拡大しており、金融市場の発展および活動の範囲の拡大は、工業化開発によい条件として期待される。

### V 経済成長の担い手——工業

経済成長の担い手を業種部門別に見ると(第2表参照)、電力、運輸および製造業の成長率が平均成長率を上回り、タイ国経済成長に大きく寄与していることがうなずけよう。一方、農業の成長率は4.6%(1963/64年)で相対的に低下傾向を示しており、第2次5カ年計画の

近代化政策によって、さらにその傾向を深めよう。

自然条件に支配され、しかも、生産性の低い農業に依存していたタイ経済の成長は、第1次経済計画を一つの転機として、工業化による成長の方向に強く動き出したかに見える。第2次経済計画での農業成長率は4.3%が見込まれており、GDP予想成長率8.4%を大幅に下回ることになっている。一方、製造業(10.9%)、建設業(11.4%)、電力(18.0%)、運輸(11.0%)はそれぞれGDPの成長率(8.4%)を上回り、GDP成長の担い手として大きく期待されている。

したがって、工業部門および社会間接部門が今後のタイ国経済発展の戦略的部門になりうるだろう。

もちろん第2次5カ年計画の目標成長率8.4%の達成可能性については、種々の諸問題があるが、内外の政治事情および経済情勢の安定、国内産業構造の均衡的発展、これと同調した財政金融政策、社会間接資本投資および民間投資の拡大、その裏づけとなる貯蓄の増加、海外資金の導入および貿易バランスなど、一連の経済的諸要素の潤滑な運用よろしきを得れば現在のタイの経済活動力から見て、必ずしも無理ではなからう。もちろん、農業と工業との均衡的発達には十分留意する必要がある。均衡のとれた産業構造の変化にともない、工業化を推進することによって、その達成は可能かもしれない。第2次5カ年計画書は具体的に各部門ごとの目的達成のための接近法を指示しており、一応理論的でもあるが、現在のインフレ進行のテンポ、および低めにおさえられた限界資本産出率による推計など若干の問題がある。特に限界資本産出率は計画では2.8におさえられているが、テイク・オフに近いタイ国の投資は今日急速に増加することが予想され、おそらく3.3~3.4程度になると思われる。したがって、第2次経済5カ年計画の成長率はおそらく7%前後の水準にとどまろう( $I = k\Delta\bar{Y}$ )。

## V タイ国工業化の効果

一般的に発展途上国における工業化発展のプロセスは政府が主導的立場に立ち、公社企業を中核として近代的工業化をおこなう場合が大部分であるが、タイ国もその例外ではなかった。工業化による利益、すなわち、工業化の造出効果を三つの面から考えることができよう。その一つは所得の造出効果であり、輸入代替効果、および雇用拡大効果である。

### 1. 所得造出効果

第1の所得造出効果は、工業がおこることによる直接

の生産所得効果と、その工業が生産過程および、その工業製品の消費過程において他部門相互に関連する間接効果と、二つに分けて考える必要がある。タイ国のこれら直接の生産効果は第2表に示したごとく、1966年の製造業は125億バーツの付加価値を造出し、国民経済に大きく寄与している(1971年には210億バーツの価値(1952年価格)が造出される計画である)。

現在タイ国の工業省に登録された工業事業所数は1966年において4万1200工場で、登録もれを入ると約5万工場と推定される。これら工業の約98%が、雇用者50人以下の小規模町工場であり、また、90%が農林水産1次製品の加工工場である。またこれら工場の製品の95%が軽工業製品を生産している。

このような構造をもつタイの工業は原材料を農林水産業に大きく依存している。工業の生産活動を通じて原料および製品の搬入出、販売など、流通部門である運輸、卸売および小売、金融業の所得創出効果に寄与している。また、工場設立および工場運営にあたっては、建設業、金融業、所得税および取引高税など諸税納入による公務など、その他の部門に関連的効果を造出しているのである。

これらの関連効果について、その所得造出の測定値を推計することは、現在、タイ国において産業連関表が作成されていないので、把握することは困難であるが、部門相互間に関連を持ち、工業化を促進することによって、製造業はもとより、他部門の所得造出に大幅な寄与が期待されよう。しかしながら、タイ国のこれらの関連は、開発国のそれと比較してそれほど強くはないと思われる。それは、タイ国の製造業の大部分が労働集約的国内工業であり、消費市場が流動的でなく、しかも最終消費財の生産が大部分で、中間財の生産が少ないからである。すなわち、製造業内部について見ると、近代工業ですら半製品輸入をおこない、最終消費財を生産するという方式の製造業が大部分で、国内での迂回生産が少ないためである。

### 2. 輸入代替効果

タイ国の貿易商品構造は、米を中心とした農林水産物輸出、製品輸入という典型的な発展途上国の貿易に推移してきた。近年の所得増加に伴う工業製品輸入需要の増加と、輸出の伸びなやみ、加えて交易条件の悪化などの要因によって、貿易収支は恒常的に逆調傾向にある(近年の米軍特需——ベトナム特需——、また、その他の海外資本の導入によって、貿易外収支で黒字となり、現在

第5表 財別輸入とその構成 (単位: 100万バツ)

(SITC)	輸入合計		食料, 飲料, タバコ (0, 1)		原材料 (2, 3, 4)				製品, 半製品 (5, 6, 7, 8, 9)											
					小計		素原材料 油脂(2,4)		鉱物性燃料 関連製品(3)		小計		半製品		化学製品		機械類		その他	
	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
1955	7,503	100	820	10.9	796	10.6	104	1.4	692	9.2	5,887	78.5	2,761	36.8	581	7.7	1,383	18.4	1,162	15.6
1956	7,655	100	782	10.2	883	11.5	105	1.4	775	10.1	5,990	78.3	2,978	39.0	654	8.5	1,523	19.9	835	10.9
1957	8,537	100	897	10.5	1,021	11.8	93	1.0	928	10.8	6,619	77.3	3,149	36.8	754	8.8	1,907	22.3	809	9.4
1958	8,237	100	978	11.9	998	12.1	97	1.2	901	10.9	6,261	76.0	2,964	36.0	757	9.2	1,861	22.6	679	8.2
1959	8,988	100	984	10.9	1,047	11.6	102	1.1	945	10.5	6,957	77.5	3,116	34.7	922	10.3	2,200	24.5	719	8.0
1960	9,622	100	892	9.3	1,188	12.3	163	1.7	1,025	10.6	7,542	77.9	3,289	34.2	974	9.7	2,390	24.8	889	9.2
1961	10,287	100	962	9.3	1,232	11.9	221	2.1	1,011	9.8	8,093	78.8	3,757	36.5	1,045	10.2	2,455	23.9	836	8.2
1962	11,504	100	902	7.9	1,447	12.6	223	2.0	1,224	10.6	9,155	79.5	3,872	33.7	1,190	10.3	3,156	27.4	937	8.1
1963	12,803	100	956	7.5	1,463	11.4	242	1.9	1,221	9.5	10,784	81.1	4,188	32.7	1,242	9.7	3,904	30.5	1,050	8.2
1964	14,253	100	1,059	7.4	1,775	12.4	317	2.2	1,458	10.2	11,419	80.1	4,343	30.5	1,486	10.4	4,520	31.7	1,070	7.5
1965	16,185	100	1,092	6.7	1,874	11.6	510	3.1	1,364	8.4	13,219	81.6	5,016	30.9	1,674	10.3	4,924	30.4	1,605	9.9
1966	24,411	100	2,957	12.1	2,832	11.6	532	2.1	2,300	9.2	18,622	76.3	5,962	24.5	3,403	13.9	6,499	26.6	2,758	11.3

(出所) Department of Customs, *Monthly Report of Imports and Exports of Thailand* (January 1967).

外貨としては約10億ドルを保有し、輸入能力の約1年分の保有高である。

これら貿易収支の悪化傾向に対処して、タイにおいても、他の開発途上国に見られる輸入代替工業化がおこなわれ、特に消費財中心の工業化によって外貨節約をおこなう一方、工業化に必要な生産財、特に資本財の輸入外貨を留保した。

タイ国の輸入商品構造を見ると第5表のとおりで製品および半製品 (SITC 5, 6, 7, 8, 9) が、輸入全体の約80%を占めており、また、エネルギーが約10%とかなり高い比率を占めている。

エネルギーは石油が中心で、増加傾向にあり、1955年から1966年には金額で約3.5倍の増加ぶりを示し、特に工業化が活発化した1960年から1966年の6年間に2倍の水準に達した。地下エネルギー資源の乏しいタイにとって、エネルギーの輸入動向は工業化の進捗状態を示す一つの指標として見ることができよう。

製品輸入の内容を見ると、機械輸入が1966年、全輸入額の26.6%を占め、65億バツの輸入となっており、1960年の水準に比較して約3倍近くの増加を示している。また、化学製品について見ても、この間に3倍を上回る増加ぶりであった。もちろんこれらのすべてが生産財でないにしても、これらの物資輸入の増加歩調も、タイ国工業化の進展を示す指標となりうる。

一方半製品、およびその他の製品のこの間 (1960~66年) の伸びは2倍に至っていない。また輸入全体のうち半製品および製品 (SITC 6, 8, 9) のシェアは1960年の43.4%から、1966年には35.8%とむしろ減少している

(1955年52.4%)。これらの推移については第5表のごとくである。なお平均輸入性向との関係について見ると、輸入性向は、タイの工業化の進捗を反映してエネルギー、機械、および薬品の輸入が増加しており、漸増傾向を辿っており、1950年代の17%台から、第1次経済計画の第2段階である1964年から1966年にかけての3年間の水準は20%台に推移している。1965年後半から1966年にかけて米軍用特需物資の大量輸入がおこなわれたため、輸入依存度は高くなっている。この異常現象は主として米軍特需消費物資の輸入によるものであるが、その他輸入物資も余裕のある外貨保有を背景に増加している。これは最近の物価騰貴に対する政府の輸入緩和政策によるところが大きい。したがって、これら異常現象を除外すれば20~22%台の水準にとどまることが予想される。

第6表に示したごとく、GDPに対する製品輸入性向は、傾向的には減少しているということができよう。1966年の9.4%については、前述の異常要因を除外すれば7.2~7.4%程度におさまり、輸入性向は漸減の方向にあると見るべきである。このことは所得の増加の割に製品輸入が増加しないことであり、その背景に同類または同類の輸入代替製品が国内で生産されているということである。すなわち、工業化による輸入代替が進んでいると見る事ができよう。

所得増加に伴う輸入需要の増加、特に製品輸入需要の増加は、一般的に開発途上国において見られる現象である。すなわち限界製品輸入性向が大きくなるはずである。しかし、タイ国の場合は同水準か、むしろ減少傾向にある。これは軽工業製品を中心に輸入代替が進んでい

第6表 平均輸入依存度 (単位: 100万パーツ)

	GDP (Y) (1)	輸 入 (IM) (2)	輸入依 存度(3) (IM/Y) (%)	製品輸入IMc/IM 除く機械薬品(4) (SITC, 6, 8, 9) (%)	IM・IMc Y IM = IMc(%) Y
1955	42,594*	7,503	17.6	52.4	9.2
1956	44,368*	7,655	17.3	49.9	8.6
1957	45,448	8,537	18.8	46.2	8.7
1958	47,171	8,237	17.5	44.2	7.7
1959	50,446	8,988	17.8	42.7	7.6
1960	55,816	9,622	17.2	43.4	7.5
1961	59,969	10,287	17.2	44.7	7.7
1962	65,307	11,504	17.6	42.8	7.5
1963	68,962	12,803	18.6	40.9	7.6
1964	74,351	14,253	19.7	37.5	7.3
1965	81,221	16,185	19.9	40.8	8.1
1966	92,121	24,411	26.5 (20.0)	35.8	9.4 (7.2)

(出所) GDPは The National Economic Development Board, *National Income 1966*.

輸入は Department of Customs, *Annual Report of Imports and Exports of Thailand 1966*.

(注) \*1955, 1956年GDPは1957年をリンクして推計。かっこ内は米軍特需の異常分を除去したものの(推計)。

ると見るべきである。

機械、エネルギーおよび化学薬品(中間財)の増加の割に、原料輸入が増加していない(第5表参照)。原料輸入の輸入全体のシェアを見ると11%とほとんど変化が見られない。このことは、タイ国工業が、前述のごとく、国内原料に大きく依存しているからである。また、近代的工業の生産方式が輸入中間材料の加工方式をとっているものが多いためである。たとえば自動車の部品輸入と組立、繊維織物の原糸輸入、製缶業およびブリキ製造業などの鉄板輸入などが顕著な例としてあげられる。

以上は、タイ国の工業化の歩調を輸入代替という面から見たものであるが、工業化初期段階にあるタイ国において、工業化推進は器材輸入から始まるという見方をすれば、輸入の品目別の動向によって、工業化の歩調および輸入代替の程度を読むことができるといっても過言でなからう。いうならば、現在輸入依存度の強いタイ国工業は発展の歩調を進めれば進めるほど、多岐にわたる器材の輸入が増加しよう。經常貿易収支の赤字補填のため、いっそうの輸出努力が期待されるが、一方、増加する輸入需要を押えるための輸入代替を好むと好まざるとにかかわらず推進することになる。また、輸入代替品の内容も、市場の狭隘性から見て、従来の軽工業から重工業の方向に工業化が進んで行くと思われる。一時的

に機械輸入など生産財輸入が増加し、国際収支を圧迫することも考えられるが、タイ国工業化は軽工業から重工業化に移行するだろう。これはテイク・オフするための諸現象である。これらの経験を重ねることによって製造業相互間の関連を強化し、輸入代替効果をさらに大きくすることになる。第2次5カ年経済計画実施期間が、その期間であると思われる。

### 3. 雇用造出効果

タイ国の製造業部門の労働者数は第7表のごとくである。

製造業部門の労働者は1960年から1967年に約46%の増加を示した。また、経済活動人口に対する比率は3.4%から4.7%と、さらに計画では5.8%になると見込まれている。

一方政府は、1963年労働力調査をおこない、国内120都市について、その結果を発表した。これによると17.2%が製造業に従事していることが判明し、都市に工場人口が集中していることがわかった。

特に、バンコク、トンブリ首都圏に工場が集中しており、合弁事業を中心に外国系の企業および政府企業など近代的工場と、間口2間の中小企業が併存雑居している。

中小企業における労働力は経営者が唯一の技術者、労働者であり、生産から経営までの活動をおこなっている場合が多く、家族労働を中心に労働者雇用をおこなっている場合が多い。これら外部労働力は主として東北部および北部タイ農村から流出されたものが大部分であり、工場内に寝泊りするものが多く、賃金も低く、きわめて流動的である。賃金の少しでもよいところに職を変えることが多い。

また、農村出身の労働力は流動的に職場を変え、その間若干の工業に対する技術および知識を身につけて帰郷し、その後地方都市に同類の工場に職場を見つけるもの

第7表 経済活動人口および製造業部門の労働者数 (単位: 1000人)

年次	経済活 動人口 (1)	製造業 部門労働 者(2)	農林水産 部門労働 者(3)	(2)/(1)(%)	(3)/(1)(%)
1960	13,772	471	11,334	3.4	82.3
1967	14,550	690	11,620	4.7	79.9
1971	16,760	980	12,680	5.8	75.6

(出所) 1960年の数字は国家統計局『1960年センサス』、1967, 1971年の数字は国家経済開発庁『第2次5カ年経済計画』。

## 現地報告

も少なくないが、かれらが経験した技術および知識は、なんらかのかたちで、かれらの出身地である、地方都市および農村の近代化に資するところが大きい。

農村からの工業労働力の排出は、農村における限られた耕作地、増加する農村人口、伝統的な家族制度、貨幣経済の浸透および都市・農村所得格差などの諸要因によるが、農村の労働力の排出は傾向的に増加すると思われる。第7表に見られるように、政府は第2次計画達成時の1971年に、農村水産業労働人口を1億2700万人と見ており、経済活動人口のその比率を75.6%（1960年82.3%）と相対的な低下を予想している。

農村が労働力供給市場であり、しかも潜在的に過剰な労働力をもっているという考え方には、若干の問題が残る。特に製造業部門の全面的な供給市場であると見るのは過ちを犯すことになりかねない。すなわち、製造部門労働力として使用可能な在村労働力は一部にすぎないということである。また、農村においても、農繁期における必要農業労働力を考慮に入れると、少なくとも、その時期は過剰な労働力といえない。現に、おびただしい数の農業季節労働者が、北から南へ、南から北に季節的に移動しており、都市に働く労働者でもその間は農村に帰る例も少なくない。

これらは農繁期の現象であって、農閑期には、付近都市への出稼ぎ、および道路建設に労働力を提供し、現金収入を得ている。特に、東北部タイにある米軍基地ウドンおよびウボン周辺の農民の建設労働に従事するものも少なくなく、地域的に賃金水準を高めている。基地に働く人々の日当は1人当たり25~35パーツである。一方農村の賃労働は1日当たり10~13パーツであり、米軍基地およびその他の都市間を結ぶ道路建設に多くの農村副業的労働力が提供されている。現在基地には、農業からの脱落組が労働力として投入され、都市建設に一役かっている。

農業から排出される労働者の経路には種々の経路があるが、たとえば、自作から小作、小作から都市労働者などの脱落経路も少なくなく、製造業の雇用増加は現在のタイ経済にとって有利に働いている。

すなわち、工業化を推進することによって工業部門に農村労働力を吸収することは、結果、タイ国農業の労働生産向上に資するという考え方もできよう。

いずれにしても、工業化を推進することによる雇用機会の増加は、伝統的な手工業において大きく、近代的工業の雇用造出効果は少ない。したがって、工業化の内容

が、近代化の方向に進めば進むほど、雇用の造出効果は、相対的に少なくなり、雇用の増大にはそれほど大きく貢献しない結果になる。特に現在産業投資奨励法によって設立された企業は、一部の技術労働力(注)および熟練労働力を必要としており、しかも中間財からの最終財の加工方式をとっているため、多くの雇用を必要としない。

工業部門における雇用の増加は、雇用造出効果の高い伝統的工場と、近代的工場とをなんらかのかたちで、関連を深めることによって、工業全体としてさらに高い雇用の造出効果が期待できよう。すなわち、これは近代的工場と伝統的工場との分業化の問題である。この分業化が下請の方式をとる場合、その他の方式をとる場合も考えられるが、いずれの場合も相互に関連を深めることが必要である。現在この両者の間にはほとんど関係なく生産がおこなわれ、同類のものについても販売およびその需要は補完的立場にある。また原料面においても輸入中間材料を使用している場合が多く、しかも両者とも軽工業最終財を生産しているため、相互の関係がないのである。

最近、化学工業、製鉄業などの基礎物資の輸入代替生産がおこなわれはじめ、これらの物資を使用するものも増加しており、工業間の縦の関係が見えはじめ、工業間の関連も進むことが期待され、工業化による雇用造出効果も大きく期待されようである。

工業近代化に必要な技術者の育成については、政府も種々の施策をおこない、技術者の不足に対処している。政府は一般学校のほかに、工業に必要な職業学校を設立した。男子職業学校は現在5校、特に1932年設立されたパツムワン機械職業学校は有名である。また技術専門学校(4校)短期専門学校(2校)などが設立され、多くの技術者を各方面に送っている。

また大学工学関係卒業者のうち開発国で研修を受ける人々も多く、外国技術水準の導入に努力が払われている。現在、合弁企業などに見られる外国技術者および熟練工のサービス輸入代替は、かなり早いテンポでおこなわれているが、タイ国工業化がますます近代化の方向に進むと予想される現在、数多くの技術者および熟練工を必要とすることになる。

(注) 近代的工場(バンコク、トンブリ中心)における労働力は主として地元からのものが多く、ある程度の熟練が要請されている。日タイ合弁企業の労働力の良質のものは中国系タイ人が大きな部分を占めてい

る。能力としては、一般的に日本人の労働力水準の6～7割であるとする人も少なくない。単純な作業によく適用する能力を持つといわれている。

## VI タイ国の工業化発展と工業化政策

タイ国の工業化発展を大きく4段階に分けて考えることができる。すなわち、

第1段階は公的企業を中心とする近代工業化発芽の時期である。

第2段階は公的企業の合理化と、公的企業の民間企業への移行の時期である。

第3段階は産業投資奨励法による近代的民間企業進出の時期である。

第4段階は近い将来の問題として、民間企業の合理化と国際競争力を持つ輸出企業としての脱皮の時期である。

### 1. 第1段階

タイ国における工業化の歴史は比較的新しい。活発な工業化が始まったのは、1954年10月の「産業奨励法B E 2494年」実施後からである。これ以前は政府企業および外国系大規模工業がわずかと、零細な家内工業があったにすぎない。

1957年の世銀の調査によると、工場数は約1万6000工場、労働者数は約31万6000人で、50人以上の労働者を持つ工場は全体の2%にすぎない。大部分の工場では地方需要を対象とした食品、煉瓦、漆器、竹かご、金銀加工製品、および地方農業用機材など伝統的手工業生産が中心であったと報告されている。

一般的に開発途上国における工業化発展の経路および促進の方法は政府自身が企業主体として工業化をおこなう場合がほとんどである。タイ国においても、その例外でなかった。タイ国政府は政府の工業関与の理由として、三つの理由をあげている。すなわち、その1は、企業活動による国庫の増収である。その2は、軍需物資の生産確保である。その3は、民間企業として着手困難な大資本を必要とする企業および公共性の強い企業の創設である。もちろん前述の工業化促進による経済的造出効果のねらいを期待していたのである。

政府は1954年10月、国家経済開発公社(National Economic Development Corporation—NEDCO)を設立し、公的企業の経済活動を推進し、1962年には約100におよぶ政府企業が設立された。この政府企業活動はタイ国の近代的工業化の路線を確立したものとして注目に値す

る。しかしながら、政府企業の経済活動は経営能力の不足、管理の放漫などの諸要因によって、設立の第1目的であった収益をあげることができず、いたずらに国家財政に大きな圧力をかける結果となった。

### 2. 第2段階 公的企業の合理化と民間企業への移行

1957年サリット政権樹立以後、政府企業中心の工業化政策は一変した。政府企業の合理化を進める一方、一部企業を除いて移行できるものから民間企業に移行させる政策がとられた。一方政府は、民間企業を育成するための工業化に必要な基礎部門である電力、水道、道路および港湾などの社会間接資本にその主力を尽す政策を実施した。この時期がタイ国工業化が本格的に芽を出しはじめた時期だといえよう。

政府は民間企業育成の政策として、「1955年10月21日付の通牒」で民間企業を国有化しない、また競争的な国家企業は創設しないことを中外に公布した。さらに本通牒を「1962産業投資奨励法」で立法化した。

すなわち、(1)国家は奨励法対象者の産業活動と競合する新規のいかなる産業活動にもたずさわらない。(2)国家はいかなる民間産業活動も国有化しない。しかし、火薬、タバコ、鉄道、港湾および国内民間航空などの業種については国家に保留している。その他公共性の強い11業種については、政府の合意を必要とする許可業種に指定している。

このような国家の民間企業の工業化促進の基本的考え方は、タイ国の安定した政権および社会を背景に、公的企業から民間企業への移行を促進した。民間の投資活動は主として華商の手によってなされ、タイ人高官との結びつきによって、その移行は潤滑かつ順調におこなわれた。現在、政府企業は約40程度に減少している。

政府企業と民間企業との製造業における粗固定資本形成の推移は第8表のごとくである。政府企業の粗固定資本形成は、1957年から1960年にかけて減少しており、一方民間部門のそれは増加傾向を辿り、1957年から1965年の9年間に2.4倍の増加ぶりを示している。また、政府、民間企業の構成比は年々相違しているが、民間企業の平均は92～93%台に達しており、圧倒的に民間企業の投資が大きくなっている。

これら民間投資のうち民族資本(広義のもの)はおもにタイ国籍華商資本であり、外国資本はこれらの華商資本と合弁形式をとっているものが多い。もちろん純粋の外国資本による企業もあるが、なんらかの形でこれらの企業参加が見られる。



第8表 製造工業における政府および民間部門の租固定資本形成(時価) (単位: 100万バーツ)

年次	政府部門		民間部門		合計	
	金額	比率(%)	金額	比率(%)	金額	比率(%)
1957	95	5.7	1,550	94.3	1,650	100.0
1958	89	5.6	1,493	94.4	1,582	100.0
1959	64	3.7	1,686	96.3	1,750	100.0
1960	47	2.4	1,907	97.6	1,954	100.0
1961	149	6.6	2,071	93.4	2,218	100.0
1962	256	11.5	2,257	88.5	2,513	100.0
1963	288	8.4	3,153	91.6	3,441	100.0
1964	272	6.8	3,699	93.2	3,971	100.0
1965	340	8.3	3,762	91.7	4,102	100.0

(出所) The National Economic Development Board, *National Income 1966*.

従来華商の資金の大部分は流通資金として使用され、商業資本による利潤の追及がかれらの商活動の中心であった。もちろん金貸業による金利獲得も大きな部分を占めていた時期もある。かれらの経済活動の基本的態度は財産の三分化という中国の伝統的なものである。すなわち、タイの華商はかれらの財産を、現金、商品、および不動産に三分化し、いかなる場合でも、そのリスクを最少限にいとめる方策をおこなっている。したがって、従来かれらの経済活動は現金を中心とした流通、金融面で能力を十分に発揮した。

タイ国の貿易商、仲買商、卸商および小売商の大部分がタイ国籍華商で、バンコク、トンブリ首都圏はもとより、地方都市、および農村に至る末端までかれらの商活動が浸透している。

従来は農産物の集荷、搬出、および販売の大部分がかれらの手によっておこなわれ、農家に対する金融、商品の掛売、農産物現物返済など有利な商活動をおこなってきた。しかし、この数年、政府の農民に対する保護的金融措置、および農業組合の組織化につれて、表向き、従来の有利な商活動は制限され、その範囲が狭められた。一方、都市における金融活動にもうま味がなくなってきた。かれらの資金は不動産投資という形で、土地、建物、ホテル、その他サービス部門に投入され、ベトナム特需景気にも幸されて、著しく増加した。かれらの財産三分化の重点は現金から、不動産、商品に移行している。

華商はタイ国の商業の大部分を握り、かれらの豊富な商品知識と市場に対する経験は、商品販売から、生産に意欲を持ちはじめた。最小限の投資と最大限の利潤の追及を目的に、市場性の高い消費財の生産企業への投資がな

されはじめた。しかも、外国の技術および資金を利用する合弁事業方式による企業投資をおこなっており、リスクを分担する方式をとっている。合弁事業方式の投資はかれらにとっては、一つの不動産投資であり、また商品投資でもある。バンコク近辺の地価の近年の値上り傾向は工業用地の取得によって、不動産投資をさらに有利にしている。2~3年前は1ターローン(約2平方メートル)当たり600~800バーツであったが、現在2000~2500バーツ〔4万4000円〕となり、これはさらに値上り傾向にある。

また、合弁事業における経済活動は、進出外国共同経営者が生産を担当し、庭先価格で共同タイ系華商に引き渡し、かれらはかれらの持つ販売ルートに乗せて中間利潤を獲得し販売するといった方式をとっているものが一般的である。もちろん生産面で造出される利潤の配当も享受しているのである。いうならば、かれらにとってみれば、従来外国から輸入していたものを、国内製品にその供給源を切り換えたにすぎない。したがって販売の面での活動は同じともいえる。また、生産企業に参加することによって、政府に輸入制限的関税の引上げを要請し、他の販売業者(輸入業者)をおさえ、販売ルートの組織化をおこない、その利益を享受するものも少なくない。

以上のことから、企業投資をおこなう華商は年々増加傾向にある。しかし一部では、狭隘な市場を理由として、企業投資に警戒的なものも少なくない。いずれにしてもタイ国政府は経済の実権をもつこれら華商の同化政策を推進し、華商の定着化に成功した。他の東南アジア諸国の華商と違った、タイ系中国人社会が、バンコク首都圏を中心に形成された。かれらの経済的組織は、タイ国経済の中核であるといっても過言でなからう。現在、タイ系中国人は約500万人と推定されており、混血化が進み、人によっては「新しいバンコク人」という人もある。現在バンコクにはかれらが組織する11の華商会および総会、商工会議所などがあり、大口資金操作に一役買っている(タイ国の金融市場が育たない理由の一つである)。かれらの新しいバンコク人の工業投資は今後増加することが期待される。また、東南アジア諸国の華商とのつながりをもつかれらの商活動は、タイの工業を輸出産業として育成させるに役だつだろう。いうならば、この「新しいバンコク人」は、タイ国民間部門の工業化の担い手である。

### 3. 第3段階 産業投資奨励法を中心とした民間企業の進出

政府は1960年10月「産業投資奨励法 BE 2503年」を制定

したが、さらに1962年2月「産業投資奨励法 BE 2505年」によって、前法を改正し、事業者および投資家の保護を強化し、内外の民間投資家に対して、投資誘発の魅力的環境づくりをおこなった。この「産業投資奨励法 BE2505年」(Promotion of Industrial Investment Act, BE 2505)が、現在民間部門の工業投資の基本法である。

本法の構成は37条の本条項と、政令による適用業種リスト(3グループ)からなっている。政府が与えている本法に準拠した工業化刺激優遇措置は、大きく分ければ以下のようなものがある。

(1) 5カ年間の所得税免除、(2)必要機械、器材および設備の輸入関税および国内取引税の5カ年間の免除、(3)原料に関する関税および取引高税の部分的免除、(4)外貨の本国送金保証、(5)移民法に準拠した滞在許可、(6)輸出に伴う輸出税の免除、(7)必要な用地の確保、(8)国有化および競争的な国家企業は設立しない、などがおもなものである。また、本法対象者を保護する必要を認めた場合、一定期間、同種の輸入製品を禁止および関税法の範囲内において輸入関税を引き上げるなどの優遇措置をおこなうこともある。しかし、原則としては自由貿易をたてまえとしている(1968年2月繊維製品および金属などの輸入品の関税を若干引上げている)。

政府は「産業投資奨励法」(以下「産投法」)の適用範囲を政令によって決め、各業種の産業活動に対して優遇措置の程度を3グループに区分している。すなわち、タイ国経済に与える貢献の度合によって、A、B、Cのグループに分け、その優遇措置の適用の度合を定めている。

(1) Aグループ業種—タイ国経済にとって必要不可欠の業種で、金属工業、機械および化学薬品などの35業種である。

(2) Bグループ業種—タイ国経済にとって緊要度が比較的低い業種であり、現在16業種が指定されており、機械の組立(乗用車)、製紙および食品加工の一部などがある。

(3) Cグループ業種—A、B以外の業種であるが、指定にあたっては投資委員会での規定にしたがって、そのつど決定される。現在、鉱産物選鉱工業、電気機器、繊維、ゴム、木製品、ガラス、亜鉛鉄板など73業種が指定されている。

A、B、C業種の優遇措置適用の範囲は主として、輸入関税と事業税の免税率の相違で、Aは100%、Bは50%、Cは33%の免税率である。

各業種の指定、その範囲、規模およびその条件は、首

相の承認をへて、投資委員会で決められているが、内外の工業化の変化によって随時、変更または拡大されている。

「産投法」適用業種の指定に関する投資委員会の許可基準は経済的効率および公共利益という観点からおこなわれている。具体的な許可基準は、(1)産業パイオニア的要素を持つ近代的工業であること、(2)地方開発と農業開発に大きく寄与する工業であること、(3)タイ国経済に貢献度が高く、付加価値率が25%以上タイ国に落ちるものなどである。その付加価値は国内原料使用、タイ人雇用賃金、タイ国資本家に対する利益金配当および金利、土地の使用料などが含まれる。

また投資委員会は許可にあたり、上記一般的基準のほかに、公共の利益を念頭におき、たとえ、前記諸条件を満足する業種があっても、公害問題および中小企業を圧迫するような業種は許可しない方針をとっている。一方、効果的に産業を育成する必要から、前述の輸入制限のほかに、1業種1社にしばり許可する場合もある。

しかしながら、政府は原則として企業の自由競争を前提に、国際価格への接近を考えており、現在の輸入代替産業から輸出産業への成長を意図している。

工業化に関するタイ国の法規は「産投法」以外に第9表に見られるものがある。

一見、魅力的な工業化促進政策と見える「産投法」も下記第9表の工業化関係法によって網をかけられており(ひとつひとつはざる法であるが)結果的には細かく規制されている。

たとえば「産投法」によると、利潤、利子および配当の海外送金を認めているが、為替管理法および歳入法によって、所得税、その他の租税があり、純利益推定額の50%の移動が認められている。これもタイ国の外貨事情によって、自由移動は規制されている(現在はかなりの外貨保有を持っているので、海外送金規定の枠内で自由に資金の移動を認めている)。また、「産投法」対象企業の外国技術者のタイ国の滞在については「産投法」で認めているが、移民法によって制限を受け、外国技術労働者に対しては、年間30%ずつ減少させていく方策をとり、第4年目にはタイ国技術労働者に置き換えていくなどの措置をとっている。また、工場用地の所有についても、土地法との関係で外人の土地所有は困難である。これらの諸問題は現在日系合弁企業ばかりでなく、他の外国の合弁企業でも問題として浮かび上ってきている。

このような条件のもとに「産投法」の適用を申請したも

現地報告

第9表 工業化関係法

項目	関係法	備考
1. 資本発行の規制および会社法行政に関する法律	民法・商法 商業登記法, BE 2499(1956) 会社法	事業所設立, 登記, 株式形態および事 業所運営に関して
2. 資本財輸入認可に関する法律	タイ国銀行規制 関税法	
3. 工業企業の設置に関する法律	都市計画法 BC2495 (1952)	工場設置区域の指 定および公害など
4. 工場設置の認可に関する法律	工場法 BE2482 (1929) 工場法 BE2503 (1960)	業種および地域許 可規定 保健, 安全設備お よび公害規定
5. 原材料の管理に関する法律	タイ国銀行規制	輸入原料外貨支払 いに関して
6. 電力供給の規制に関する法律	国家エネルギー機 構法 BE2496 (1) ヤンヒー電力機 構法 1957 (2) 首都電力機構法 1958 (3) 地方電力機構法 1960 (4) 亜炭機構法 1960 (5) 東北電力機構法 1964	エネルギー生産に 関する規制 (大量 消費特別料金な ど) 発電および地区電 力供給に関して
7. 企業活動規制に関する法律	企業活動規制法 BE2471	公共, 安全および 福祉に関して
8. 運輸の規制に関する法律	運輸法 BE2497 (1954)	経済的規制および 安全規制に関して
9. 技術知識の輸入規制に関する法律	タイ国銀行コミュニ ケ 1959	外貨送金の自由化 と為替管理に関し て
10. 外国熟練労働者および専門家の移入に関する法律	移民法, 産業投資 奨励法	潜在許可に関して
11. 輸出入に関する規制	関税法 BE2506 (1963)	輸出入物資に関す る関税支払いに関 して
12. 土地所有に関して	土地法および産業 投資奨励法	土地所有に関して
13. 所得税に関する規制	国家歳入法 1961 (両国間協定)	・事業税 (二重課 税防止措置) ・利潤の海外送金 ・個人所得税 ・取引税 ・消費税 ・租税, 地方開発 税, 印紙税など
14. 職業指定に関する法律	タイ国人職業指定 に関する王令 1949	外国人の職業の規 制とタイ国人職業 留保
15. 國家に留保される事業および合意を必要とするものに関する法律	企業活動規制法 BE2471 (1928)	外国人事業規制, 火柴, タバコ, 鉄 道港灣およびその 他公共事業の一部
16. 輸出品の規格化および品質管理に関する法律	輸出規格法 1960年	規格産品, 検査規 準, 品質管理

項目	関係法	備考
17. 労働に関する法律	労働法 1957年 (基 本法) 革命団布告 第19	労働の保護に関す るものを中心であ る
18. 利潤配当金および送金に関する法律	為替管理法 BE 2485 大蔵省令第13号 BE 2497 産業投資奨励法	
19. 投資保証に関する協定	両国間双務協定	アメリカ (1665) 西ドイツ (1961)

のは第10表のごとくで、1959年4月13日から1968年1月31日までに約1000件を上回っている。そのうち承認された件数は1968年1月末で685件(62%)で、また奨励証明書を発行されたものは459件である。さらにそのうち、すでに操業を開始したものは約250企業である。申請件数に対して操業しているものの比率はわずかに23%にすぎない。これは「産投法」企業に一応申し込んだが資金がないもの、「産投法」が思ったほど魅力がなかったと感じるもの、「産投法」の特恵がなくなった5年後の企業内容に問題があるとする慎重組など、また内外の市場の動向の好転をまつものなどによるものである。産業投資奨励法対象の工業投資概要は第11表のごとくである。

現在操業を開始している「産投法」適用企業の業種別内容を見ると、繊維関係37工場、食品37、金属加工27、自動車および部品21、電気機器21、木製品14、化学製品9、紙製品5などがおもなものである。これら企業のうち同業の企業も少なくなく、とくに自動車工業は日本系5社、外国系3社が「産投法」の適用をうけ現在操業(部品組立方式)しており、狭隘な市場で激しい競争をおこなっている。一方、輸入自動車も自由にはいっており、ますます市場を狭めている。これは自動車工業のみの現象ではなく、その他の工業でも同様である。タイ国政府は自由競争を前提として、企業の合理化を促進する政策をとっている。「産投法」適用期間の特恵の幕切れ後、企業は完全な自由競争のなかに投入されるわけである。一般に操業2カ年間は赤字経営、3年目が収支相半ばし、4年、5年目で利潤をだすといわれているが、6年目からが企業にとってはその実力が要請されることになる。まさに「産投法」企業は「行きはよいよい、帰りはこわい」という感じがある。

産投法承認国別企業者件数を見ると第11表のごとくでタイ企業が190、外国系企業が21、合弁が248と合弁企業が過半数を占めており、一方登録資本について見るとタイ企業が32.6%、外国系企業が5.1%、合弁企業が62.3%

第10表 国別産業投資奨励法適用企業の登録資本および比率(1959年4月13日~1968年1月31日)

(単位: パーツ)

国名別	単独企業		合弁事業体		合計	
	登録資本	(%)	登録資本	(%)	登録資本合計	(%)
タイ	1,314,006,243	86.29	1,435,402,927	57.10	2,749,409,170	68.12
日本	151,594,000	9.96	304,833,000	12.12	456,427,000	11.31
アメリカ	30,000,000	1.97	182,135,391	7.25	212,135,391	5.26
台湾	3,000,000	0.20	190,037,448	7.56	193,037,448	4.78
イギリス	1,000,000	0.06	78,899,550	3.11	79,299,550	1.97
オランダ	—	—	47,147,750	1.88	47,147,750	1.17
ドイツ	—	—	30,743,900	1.22	30,743,900	0.76
フランス	—	—	29,954,534	1.19	29,954,534	0.74
インド	—	—	28,843,000	1.15	28,843,000	0.71
シンガポール	12,000,000	0.79	4,083,850	0.16	16,083,850	0.40
その他の	11,138,000	0.73	4,196,000	0.17	15,334,000	0.38
その他	3,000,000	—	177,349,650	7.09	178,949,650	4.40
合計	1,522,738,243	100	2,513,627,000	100	4,036,365,243	100

(出所) 1968年1月31日投資委員会資料。

第11表 産業投資奨励法対象工業投資概要(1959年4月13日~1968年1月31日) (単位: 100万パーツ)

項目	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	計
承認件数	54	48	66	65	82	69	67	90	139	5	685
奨励証明書発行件数	23	40	34	42	61	58	49	39	108	5	459
タイ国企業	9	18	21	14	20	17	23	16	49	3	190
外国企業	2	2	1	2	5	2	—	4	3	—	21
合弁企業	12	20	12	26	36	39	26	19	56	2	248
新規事業	16	25	23	27	45	39	41	34	96	4	350
事業拡張	7	15	11	15	16	19	8	5	12	1	109
Aグループ企業	1	3	2	8	23	13	9	12	36	—	107
Bグループ企業	—	2	1	7	2	6	—	2	10	2	32
Cグループ企業	22	35	31	27	36	39	40	25	62	3	320
登録資本合計	212.4	427.18	205.66	367.52	521.75	431.63	216.20	533.21	1,101.82	19.0	4,036.37
タイ国資本	138.58	354.16	165.77	247.95	327.3	239.79	136.30	332.67	789.66	17.2	2,749.41
外国資本	73.82	73.02	39.89	119.57	194.45	191.84	79.87	200.54	312.16	1.80	1,286.96
運転資	419.70	856.63	1,020.43	1,105.73	1,581.78	1,685.46	561.09	1,848.23	4,806.51	800.62	14,686.18
機械および設備費用	270.29	464.88	550.43	591.27	941.10	900.69	300.16	1,115.01	2,685.97	464.53	8,284.33
期待される雇用人数	4,237	12,407	3,926	5,400	9,908	9,539	6,076	5,253	12,504	426	69,676

(出所) 1968年1月31日投資委員会資料。

を占めている。また合弁企業のうちタイ国の登録資本が57.1%、外国が42.9%という比率で、かなり高い。

国別登録資本を見ると第10表のごとくで、タイ国が68.1%、日本(11.3%)、アメリカ(5.3%)、台湾(4.8%)、イギリス(2.0%)の順で、昨年まで第3位を占めていた台湾はアメリカにその地位をとってかわられた。

### VII 電力開発と工業化

タイ国政府は「産投法」の実施により、民間企業の投資誘発に一応の成功をおさめた。一方、政府は工業化に必要な社会間接部門に投資をおこなっている。それは電

力、道路、港湾および通信などの部門である。

電力開発についてはヤンヒー計画をはじめナンポン、ナムボン、バンクロイ、ワット、リエップサームセン、クラビーなどの開発により、1966年には55.3万キロワットの生産をおこなった。1962年の27.3万キロワットの生産にくらべると、わずか4年間に2倍を上回る生産増加を記録している。この開発費は約40億パーツ(2億ドル)に達し、そのうち約64.5%を世銀および外国政府からの長期借款を得ることに成功した。

これら電力の約4分の3はバンコク、トンブリ首都圏向け需要で、電力料金も大消費工場には魅力的な料金で配電している。従来電力不足および配電網の未発展から

## 現地報告

自家用発電装置を持っていた工場が多かったが、現在、そのほとんどが、'買電に切り換えられ、従来の自家発電装置の処分を考える工場も少なくない。

第2次5カ年計画ではヤンヒー（7万キロワット能力8基のうち2基稼働）電力の開発、クワイヤイ、ラム、ドメ、ノーイなどの電力開発計画の実施により、1971年の電力生産量は、現在水準の約3倍の156.4万キロワットを期待している。所要資金は約49.7億バーツ（約2.5億ドル）で、このうち52%を海外資金に期待している。この計画の可能性はきわめて高く、電力料金の値下げも期待されており、安価な電力供給は電力多量消費型の重化学工業など新しい分野の企業が創出され、タイ国工業化の多様化がいつそう深化しよう。また、地方の電力開発によって地方開発が進み、地方の工業化を促進することになる。エネルギー資源に乏しいタイ国において電力開発が、工業化、または経済発展の重要な要素である。

### VIII 道路建設と工業化

タイ国の運輸は従来メナムを中核とする伝統的な河川運輸と鉄道とが主体であった。特にメナム河およびこれにつながる運河を中心として経済地域があった。いうならばタイの農村はこの河筋、運河筋に並び、これら運河および河川の交叉したところに地方都市が発達し、メナム本流を通じて、バンコク、トンブリ首都経済につながっていたのである。従来の道路は雨期には水をかぶり使用困難となる小規模のものが地方都市と農村を結んでいた。東北タイはメナム本流につながる河川がなく、最近まで、未開発地域として残されていたのである。

また、鉄道は18世紀から開発がなされていたが、タイ国全体の運輸という面から見るとわずかなものである。第1次国家経済開発6カ年計画および1965年から始まった主要道路7カ年開発計画によって、重点的に運輸開発がとりあげられ、国道、県道に区分され、道路開発計画が進められている。国道は1961年の8498キロメートルから1966年には9881キロメートル（舗装率60%）、1971年には1万2301キロメートルになる建設計画がなされて、その大部分が舗装されることになっている。一方県道も1966年の6903キロメートルから1971年には9027キロメートルになるという増設計画がある。タイ国政府は幹線国道の新建設および修復工事についての資金を海外に大きく期待している。タイ国の道路建設は平坦地が多いため両方から地を盛り上げる方式のものが多く、地代および補償費が安く、日本の約10分の3から10分の4程度のコ

ストでできあがり、しかも短期間に建設がおこなわれている。最近の道路建設には土木用機械を使用するものが増加しているが、かなりの量の農村労働力も使用している。道路建設は農閑期の農村副収入の大きな財源でもある。

また、道路建設は余剰農村労働力の吸収源でもあるが、これら新しい道路建設は農産物の商品化を促進し、新しい農家技術の導入を通じて農作物の多様化を促進し、現金収入が増加した。一方都市の消費文明が浸透し、新しい道路を通じて消費物資が農村に流れ込み、農村を早いテンポで貨幣経済圏に巻き込んでいった。現在、トランジスターラジオは農家のほとんどに一台は見られる。ラジオは農村と中央とを結ぶ農産物の需給事情、価格の変動など、農民に必要な情報をかれらに与えている。したがって、情報通信網の発展と道路開発によって、農村の近代化は早いテンポで進んでいるのである。

サラブリー—ノンカイ間を結ぶ、1級国道はタイ米友好道路としてよく知られている道路であるが、特にアメリカの東北タイ軍事基地コーラト、およびウドンを結ぶ道路として、よく知られている。これはアメリカの経済援助で建設されたものである。この道路はタイ国のもっとも貧しい東北地域を縦断している。その目的はアメリカ軍事基地を結ぶ軍事的なものであったが、結果的には一つの産業道路として、その使命の大きな部分を果たすに至った。

この友好道路の建設にあたって、近郊農村の労働力を使用し、かれらに貨幣使用の習慣をつけた。また、かれらの農作物をバンコクに搬出し商品化をおこない、現金収入を得、製品を中央から移入し農村の近代化をおこなっている。特に、米軍基地周辺の農村は、高い賃金収入を得ており、かれらの消費は、地方都市の形成の一助となっている。コーラト、ウドンの基地には、地元消費を対象とした、小規模工業が見られはじめ、特に建設ブームによる、各種の町工場が雨後の筍のようにできあがっている。

従来、点と線をつなげていた東北タイの経済模様、すなわち、わずかな単一農産品の集荷市場として発展した地方都市と他の地方都市を結ぶ道路に、新しく小さな極ができはじめ、バンコクという大きな極に依存しない経済的独立の極が出現しており、これらの経済的極は道路の発展にもなって相互に関係を深めつつある。このような極がいくつか東北タイにできはじめたことは注目し、これらの極が相互に関連を持ち、東北部の経

済発展の基盤を作りはじめたことは地方工業化の発芽に結び付くものである。

この友好道路を幹として横に走る数多くの1級道路が建設されつつあり、東北タイの発展の動力となっている。タイの中央を北から南に流れるメナム（メ=母、ナム=水）が母なる河であれば、友好道路は母なる道（メナム）（タノム=道）といえよう。東北タイの需要の増加はタイの工業化にとって大きな意味を持つだろう。

### IX タイ国工業化の問題

#### 1. タイ国工業化の第4段階

タイ国の工業化は政府企業の育成、政府企業から民間企業への移行、「産業投資奨励法」を軸とする民間企業の誘致および育成という段階的發展を経験した。この間政府は第1次経済開発6カ年計画を実施し、電力、道路、通信および港湾など社会資本の充実に努力を尽し、予想以上の経済成長を達成し、また人作りなどの技術開発にも努力し、工業化推進に必要な諸要素の開発を平行的におこない、一応、タイ国の近代的工業化の路線がしかれその芽を出した感じがする。

政府はすでに第2次経済開発5カ年計画の実施にはいり、農工の均衡的發展を前提とし、工業化促進に大きな努力を払っている。特に地方開発が重点施策の一つとし

てあげられ、従来のバンコク、トンブリ首都圏中心の工業化から地方工業化および工業地域の分散化に施策がかわってきている。

政府は地方の工業化育成政策として、道路網および通信網の拡大、拡充を図り、電力開発など、社会資本開発を意図している。一方工業化の高度化も考慮しており、従来の軽工業製品中心の輸入代替工業の育成は、すでに曲がりかどにきた感じもないではない。計画では、重化学工業の創造およびその育成も考慮しており、工業の内容は、この第2次5カ年計画を一つの節として大きな変化が期待される。既存工業種のあるものは、輸入代替工業としてすでにその使命を終わり、狭隘なタイ市場から輸出市場に、その市場を見いださなければならないだろう。

そのためには、国際的企業としての体質の改善が要望されよう。すでに「産投法」によって設立された企業は多かれ少なかれ、この第2次5カ年計画中に与えられている特惠条項の効果を喪失し、「産投法」によって新規に設立された、同種の企業と完全競争の場に立たされよう。また、海外製品との競争の問題も表面化してくることが予想される。

合併企業を中心に約50社を上回るわが国の企業がタイ市場に進出している。その進出企業の大部分は「産投法」の対象企業であり、第2次5カ年計画中に特惠条項は、効力を喪失し、激しい競争の場に投入されるのである。すなわち特惠条項である、輸入関税、所得税の免除および、日系技術者の滞在許可の問題などの便宜供与は5カ年後にその効力は消失し、現地企業として、その活路を見いだしてゆくことになるだろう。

企業の合理化は狭い市場と輸出市場に活を見出すことになると思われるが、狭いタイの市場で、タイの伝統的産業との競争問題、輸出市場では、親会社日本の輸出業者との競争問題など数多くの問題を持ちながら、現地産業として、どのようなかたちで存続しうるか、すべてが、この第2次5カ年計画中の激しい経済の動揺期における問題である。筆者はタイ国の第2次5カ年計画の達成時に、タイ国経済はテイク・オフの時期にさしかかると思うからである。

したがって、タイ国の工業化は、第2次5カ年計画による産業構造の変化に適合した。新しい工業化が要請されようし、また、その内容も高度化の方向に、好むと好まざるとにかかわらず変化していこう。以上の観点からタイ国の工業化の問題点を見たい。

第12表 タイ国の登記工場数

年次	全タイ国		バンコクおよびトンブリ		その他	
	工場数	比率(%)	工場数	比率(%)	工場数	比率(%)
1957	10,409	100	4,166	40.0	6,243	60.0
1958	11,761	100	5,469	48.0	6,293	52.0
1959	13,303	100	6,634	49.8	6,669	50.2
1960	16,007	100	7,018	43.8	8,989	56.2
1961	23,062	100	7,740	33.6	15,322	66.4
1962	24,557	100	8,307	33.8	16,250	66.2
1963	27,313	100	8,857	32.4	18,456	67.6
1964	28,048	100	9,004	31.1	19,044	68.9
1965	38,394	100	9,768	25.5	28,626	74.5
1966	41,196	100	10,426	25.3	30,770	74.6
1966/1961	179%	(平均) 28.9	133%	(平均) 22	200%	(平均) 33.4

(出所) 工業省。

(注) 1957~59年：全タイの工場数はバンコクおよびトンブリと27地方都市。

1960年：全タイの工場数はバンコクおよびトンブリと43地方都市。

1961年以降：全タイの工場数はバンコクおよびトンブリと69地方都市。

## 2. 近代的大企業の経営の合理化

タイ国における近代的大企業は、政府企業および民間企業を合わせて約250工場で、主として、バンコクの東南部サムロン工業地域、北部50キロメートルのランシット、プライン地帯、およびトンブリのパパデン工場地帯に集中している。これらの地域は政府の都市計画の一環として工業地域として指定されたもので、工業誘致に必要な道路および送電線などの設置がなされている。サムロン、およびパパデン工場地帯はメナム河に接しており、原料、中間材料および機材の搬入に便利な立地条件にあり、また製品の搬出にも便利である。工場立地上のもっとも有利な条件は、タイ国の大消費地、バンコク、トンブリ首都圏をその背景にしていることである。わが国の合弁企業のほとんどが、この地域に集中している。

最近バンコク、トンブリの人口増による宅地造成が目立ち、この工場指定地域も都市に内包されつつあり、工場による公害も増加している。そのため政府は、今後の工場設立のために新たに地方の工場地帯を考慮中である。

合弁企業などで生産された製品は、庭先価格で合弁企業のタイ国側共同経営者の販売ルートに乗せられ、またはかれらの経営する販売別会社に納入され、バンコク市場および地方市場に販売される場合が多い。合弁企業が直接販売網を持ち末端に小売りする例は少ない（18.7%は直売で家具55.5%、印刷42.3%、木製品27.1%などが多い）。

したがって、合弁企業外国側企業者は、その企業によって製品を生産することに専業しており、生産と販売活動を分離しているものが大部分である。

このような分業方式は、タイ側共同経営者のほとんどが、もともと、同種の商品の輸入商、または卸売商であり、伝統的な商行為による独占的販売市場を握っているため、新しく市場体系を設立することはかれらの助けなくしては困難であるためである。

かれらの販売方式は伝統的かつ非効率なもので、顔による商売である。売掛方式が多く、しかも資金コストが高く、生産者庭先価格と販売価格との間に大きな開きがある。消費者にとっては、従来の輸入価格とほとんど変わらない価格で購入しており、国内生産による利益は一般消費者はほとんど享受されていない。したがって、価格の低下がもたらす需要の伸びにはほとんど無関係である。新しい近代的销售方式による市場の開拓には期間もかからず、華商の伝統的な商習慣を短期間に変えるこ

とは、いたずらに市場を攪乱する結果にもなる。

近代工場の設備は将来の需要を想定し、需要を若干上回るものを設置している工場が大部分であるが、狭隘な市場、非近代的销售および輸入競合など、その設備の稼働能力を十分に活用しているものは、一部に限られている。現在タイ国に進出している自動車工業のほとんどが、稼働能力の約50%程度以下の操業率にとどまり、各社の工場設置は本国からの完成車の輸入のためのガイダンス的役割をしており、現在工場の赤字を輸入車の取扱によって埋めているものもある。いずれにしても、過剰設備の稼働に関しては、今後の需要の増加に期待するところが大きであるが、設備の老朽化および新しい技術の出現など種々の問題を残すであろう。

## 3. 中小企業の育成

バンコクには近代的大工場と中小工場とが雑居している。中小工業は業種によって特定の地域に集中しているものが多く、とくに機械修理工場、金属加工工場および織布工場は、バンコク中心部ボームブラーブ地域に集中し、間口2間、奥行7～8間という工場で家内労働中心に若干の外部の人々を雇用するという構成で生産をおこなっている。

かれらの生産のほとんどが特定の顧客からの注文生産で、見込生産をおこなっているものは少ない。したがって、製品在庫も見あたらぬ。また原材料は注文者が手配する場合が多く、その生産方式は賃加工生産方式である。

顧客の多くは市場動向に敏感な卸売業者（主として華商）および資金力を持つ小売業者であって、その注文の量も比較的小口で、しかも断続的な注文が多く、かつ注文内容が不統一である。

したがって、操業も断続的で、不安定な生産活動をおこなっている。これは国内需要の季節性（需要の活発な期間、11月～4月）によるものも少なくない。一部企業では見込生産をおこなう努力をしているものもあるが、販売網の面でうまくゆかず、ここでも近代的企业と同様、生産と販売が分業化されている。タイ国に製品規格がないことも生産者と販売業者との分業化を深めている一因と思われる。また、販売業者が中小工場に製品の部品を注文し生産させ、それを別企業で組立て製品化する場合が多く（卸売生産方式）、生産業者間に相互下請け方式はない。販売業者との縦のつながりはあるが、生産業者間の横の関連がないのは、生産業者の市場に対する無頓着と資金不足とに帰するが、販売業者の商活動の幅の広

さに注目する必要がある。

したがって、中小企業は販売業者の委託加工工場であり、自主的に大規模企業に成長することはほとんどない。

大企業と中小企業との関係がほとんどないのも、このあたりに原因があると思われる。また、大企業製品の販売業者と中小企業製品の販売業者の市場が相違しており、補完的市場であるからである。

#### 4. 関連産業の育成と関連深化

以上のことは大企業にもあてはまる。現在大企業間においても相互に関連性が弱い。近代的大企業の生産方式が、輸入中間財から最終財生産をおこなう方式をとっているものが多く、危険をおかしてまで、タイ国産中間財を使用しようとする企業は少ない。すなわち、品質の不均一な粗悪品（中小企業製品）または納期不安定性、および割高価格など悪い条件の中間製品を使用するより、輸入品を選択するほうがより合理的であるからである。

特に海外進出企業の場合、母国との経済的および技術的関連（商社および本社）から、現地中間製品の利用は困難であろう（母国では製品輸出から中間製品輸出に移行したと思っている人々も少なくない）。

近年、各種の近代的企业が設立され、これら企業間の関連は当然あると思われるものがあり若干の関連をもっているものもあるが、その関連はいまだ十分とはいえない。

タイ国の自動車工業は母国から輸入の部品組立をおこなっているが、これらの部品の輸入に当たっては、現在「産投法」の特恵関税が付与されており、比較的格安で入手している。一方タイ国では自動車関連工業である、タイヤ、スプリング、バッテリーなどの近代の工場が操業している。しかも、これらの製品は国際的水準に達した製品である。タイ国政府はこれらタイ国産品の使用を勧告しているが、価格の点などで折り合いがつかず、若干の取引があるにすぎない。規模の生産方式を採用している母国製品と競争は非常に困難であろう。

今日のタイ国の工業化の自立は少なくとも関連産業を育成し、相互にその関連を深めていくことが必要である。大企業相互の関連を深化することはもちろん、中小企業に下請けの道を開き、技術指導をおこない、育てていく必要がある。相互に関連を深めることによって、市場はさらに拡大し、規模の生産の利益を享受し、企業の合理化を促進することにもなり、輸出産業として成長していくと思われる。狭隘なタイ市場に近代的企业として存続するためには、輸出産業として成長するよりほかに道

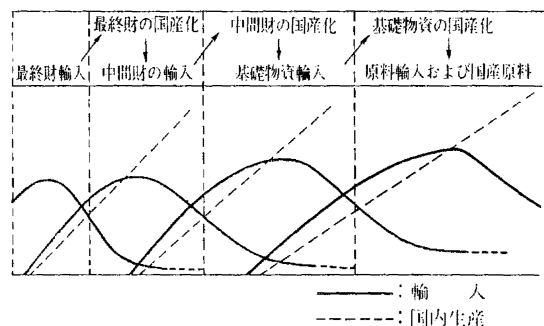
はないと思われる。

## X 軽工業化から重化学工業化への移行

タイ国の工業化は「そこに町があるから道路を建設した」という感じがする。すなわち一定の需要（経済単位）があるから生産を始めた、しかも資本が少なく、技術的にも容易である軽工業から工業化をおこなった。それは繊維であり、プラスチック製品であり、自動車の組立でもある。これら工業の大部分は中間財から最終製品を生産する単純加工方式による生産であった。

インドの工業化が「この路を建設すれば、その沿道に多くの町ができるであろう」という戦略的部門から他企業に波及する効果を期待するものと、その工業化接近方法はかなり相違している。

タイ国の工業化は各工業間に関連が弱い。この関連を深めるためには基礎的産業すなわち、重化学工業化を促進しなければならなくなっている。たとえば鉄の生産が必要となる経済的需要がすでにある。おそらく棒鋼の生産から始まり、次の段階は鋼板の生産をおこなうことになろう。現在鋼板の需要はそれほど大きくなく、輸入に依存したほうがより経済的である。すなわち、一定の需要がおこれば国産化が始まるのである。タイ国の国産化は、一定の輸入需要が発生すれば、輸入代替という形で国産化が始まるのである。いうならば下記の図式のように雁行的輸入代替がおこなわれる。



しかし、中間財の国産化および基礎物資の国産化が進めば進むほど、投資資本は増加しよう。タイの重化学工業化は多くの投資を必要とし、資本投資率は低下するだろう。無理のある重化学工業化は製品コストを引き上げ（輸入品のほうが安い）国民生活を圧迫する結果をまねくかもしれない。いずれにしても、好むと好まざるとにかかわらず、タイ工業の多様化は要請されるだろう。そ



## 現地報告

てそのテンポが今後のタイ工業の問題として残ろう。

### XI 狭隘な国内市場と輸出産業への努力

工業製品の需要は今日のタイ国の経済発展のテンポか  
見ても増加しよう。しかしながら、現在の工業生産の  
加ぶりから見ると、おそらく需要を上回る生産がなさ  
るであろう。すでに繊維の一部では過剰生産に悩んで  
いるものも少なくない。

この狭隘な市場をめぐり、今後激しい競争がおこなわ  
ていくことが予想され、大企業間はもちろんのこと、  
小企業にも大きな影響を与えるであろう。特に、中小  
企業は一部の市場需要をあて込んだ生産をおこなって  
いるものが多いが、農村への貨幣経済の浸透および農村の  
近代化によって、大企業製品進出のため大きな圧迫をう  
け、なかには脱落する業者も増加し社会問題となるかも

しれない。

大企業としても競争に打ち勝って残るためには、企業  
の合理化を進め、広い市場、すなわち、海外にその市場を  
求める必要がある。そのためには、国際競争力を持つ輸  
出企業を育成することである。もちろん輸出免税などを  
考慮に入れなければならないが、企業の競争力をどのよ  
うにして付与するかである。狭隘市場に乱立した同種の  
企業の統合を図り、規模の生産方式によるコスト低下、  
および低金利による資金供給および経営の合理化など一  
連の企業の合理化が必要であろう。

狭隘な国内市場という制約のなかにあつて、工業の深  
化、高度化および多様化を推進するためには輸出産業と  
して、その道を開くよりほかに道はないと思われる。

(総務部次長 前バンコク調査員)

アジア経済研究所刊行

### 先進諸国の対アジア経済協力

日本生産性本部  
主任研究員 高木健次郎編

330頁 800円

### アジア諸国の租税制度

大蔵省  
主税局総務課長 吉国二郎編

全3分冊 3500円

(I)インド・セイロン編 510頁

同 上

(II)タイ・香港編 220頁

同 上

(III)オーストラリア・  
ニュージーランド編 390頁

▷総論(高木健次郎)▷国連および専門機関による国際経  
済協力(崎山昭治)▷先進諸国グループの経済援助(川崎  
弘)▷東南アジア諸国に対するアメリカの援助(上山純)  
▽イギリスの東南アジア経済援助(谷竜男)▷西ドイツの  
東南アジア経済援助(月村市郎)▷社会主義国グループ  
(岡本正己)

▷インド・セイロンにおける租税の社会的背景、概要お  
よび制度、所得税その他諸税の調査研究(吉国二郎・塩崎  
潤・植松守雄・能瀬信二・齋藤恵一・谷口寿一・村岡邦  
男・原田稔・村沢覚男・安井誠・上野雄二・小松芳明・  
佐藤東男・甲斐英雄・笹本武治・岸薫夫)

▷タイ・香港における租税の社会的背景、概要および制  
度、所得税その他諸税の調査研究(吉国二郎・塩崎潤・  
植松守雄・能瀬信二・齋藤恵一・谷口寿一・村岡邦男・  
原田稔・村沢覚男・安井誠・上野雄二・小松芳明・佐藤  
東男・甲斐英雄・笹本武治・岸薫夫)

▷オーストラリア・ニュージーランドにおける租税の社  
会的背景、概要および制度、所得税その他諸税の調査研  
究(吉国二郎・塩崎潤・植松守雄・能瀬信二・齋藤恵一・  
谷口寿一・村岡邦男・原田稔・村沢覚男・安井誠・上野  
雄二・小松芳明・佐藤東男・甲斐英雄・笹本武治・岸薫  
夫)

アジア経済出版会発売